

6. 被災後の対処行動

(1) 台風通過後の対応

1) 各構成員の対応

大阪市内において、高潮警報又は暴風警報、波浪警報が発表された台風が来襲した場合、協議会の構成員は、それぞれの組織において、職員等の安否確認、通信手段の確保、被害状況の確認を行う。

また、協議会の構成員は、警報の解除後に職員等の安否や被害状況等について、緊急連絡網に従い、使用可能な通信手段を用いて、協議会事務局へ報告する。

○安否確認

協議会構成員は、各自の組織において、職員等の安否確認を行う。

○通信手段の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、外部との通信が途絶した場合は、近隣の設備を一時利用するなど必要な措置を講じる。

○被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握し、二次災害の防止に努める。

2) 協議会事務局の対応

○情報集約及び共有

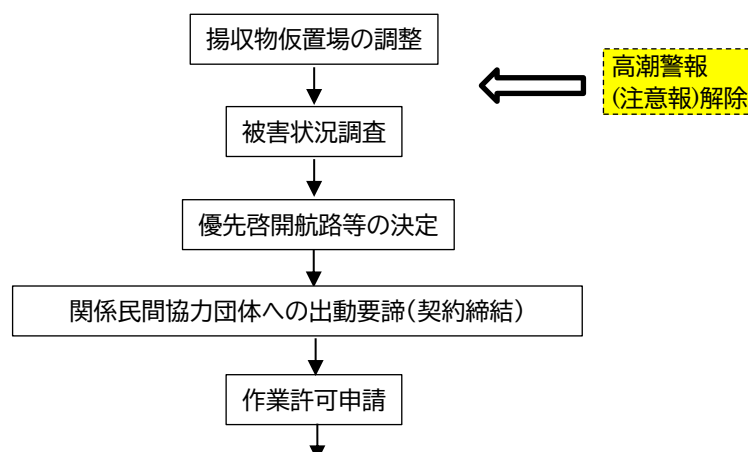
協議会事務局は、各構成員等から得た情報を集約し、共有のため各構成員に発信する。

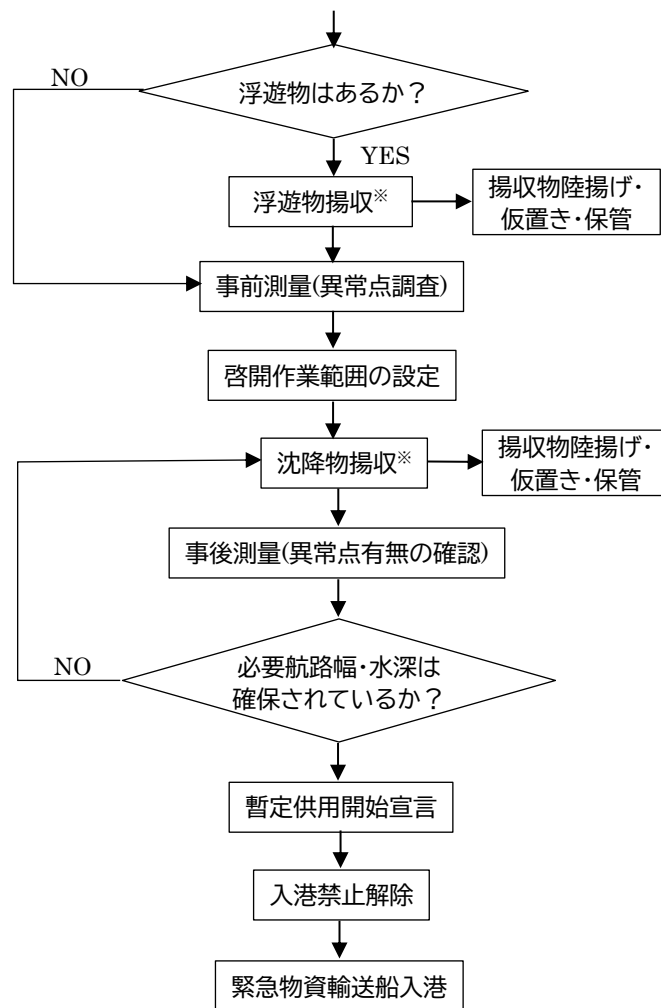
○施設の被災状況の点検等の協力要請

協議会事務局は、航路・泊地・防波堤・港湾施設の点検等について、包括協定に定める関係民間団体に協力を要請する。

(2) 応急復旧

発災後の航路啓開作業の手順を下記に示す。





※浮遊物及び沈降物揚収にあたっては、下記の点に留意する。

①揚収時

- 1、海上に流出した被災コンテナ等が、緊急物資輸送船等の早期入港のための復旧ルート上にあり、時間的猶予が無い場合は、航路・泊地啓開のため、港湾管理者(大阪港湾局)が揚収し、仮置き場に集積。
- 2、指定保税地域から流出、沈降した外贸コンテナ等(外国貨物)を揚収し保税地域外に仮置きする場合、港湾管理者が大阪税関に「他所蔵置許可」を申請。

②処分時

- 1、所有者が引き取る可能性がある被災コンテナ等は、港湾管理者が適切に保管する。
- 2、所有者不明の揚収物は、港湾管理者が処分。

(3) 対応計画

1) 緊急物資輸送

台風通過後の対応が概ね終了した後、迅速な緊急物資輸送に移行できるよう、緊急物資輸送の手順は、表6-1(17 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、代替策として「堺泉北港」の利用にむけて調整を図る。

2) 国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送)

緊急物資輸送完了後、迅速な国際コンテナ貨物輸送に移行できるよう、国際コンテナ貨物輸送の手順は、表6-2(18 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、「スーパー中樞港湾 阪神港における大規模災害時の港湾施設の相互利用に関する協定(H18.5.25 締結)」に基づき、代替策として「神戸港」の利用にむけて、近畿地方整備局及び神戸市との調整を図る。

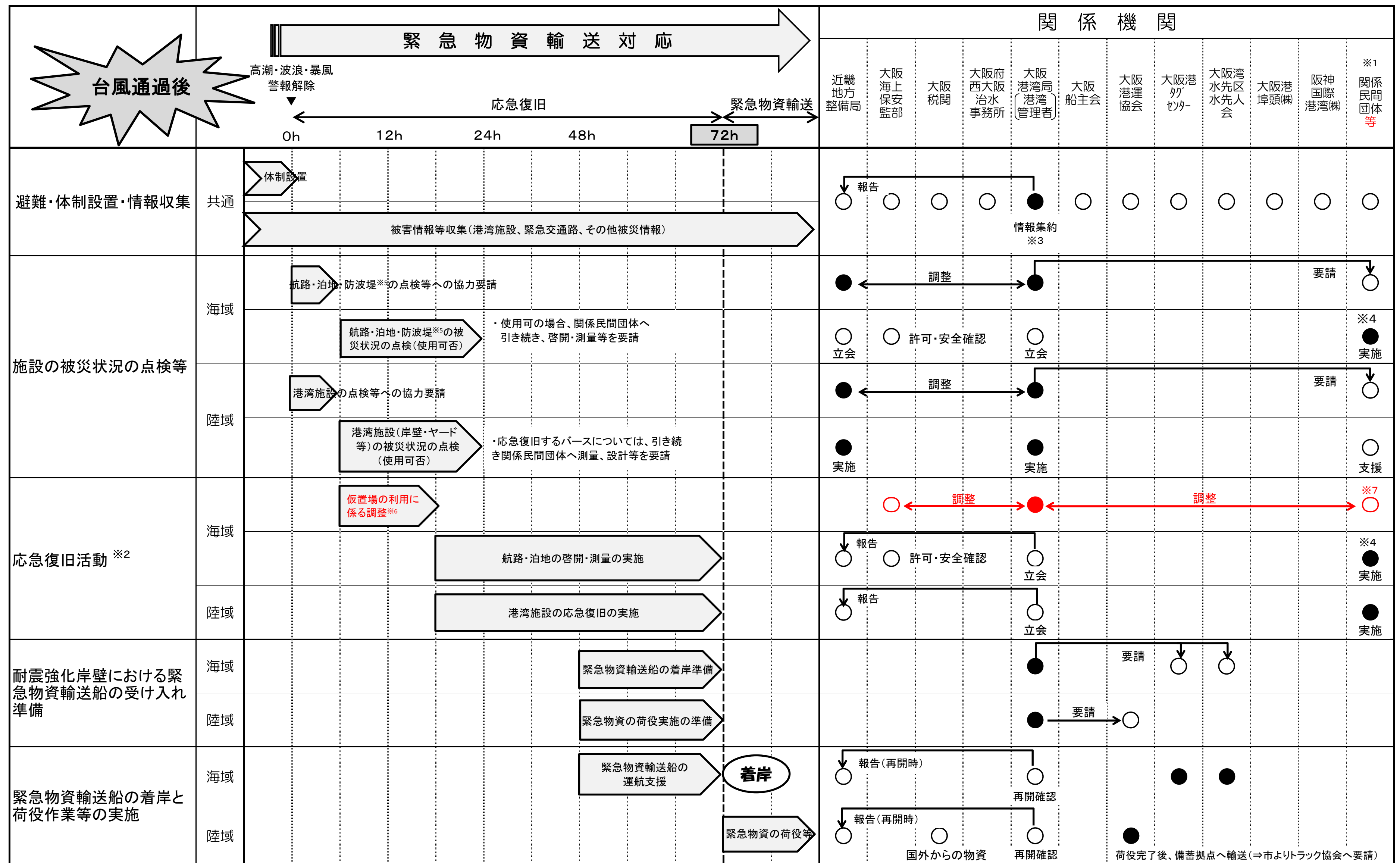
3) 内貿ユニットロード貨物輸送

国際コンテナ貨物輸送完了後、迅速な内貿ユニットロード貨物輸送に移行できるよう、内貿ユニットロード貨物輸送の手順は、表6-3(19 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

4) クルーズ客船事業

内貿ユニットロード貨物輸送完了後、迅速なクルーズ客船事業に移行できるよう、クルーズ客船事業の手順は、表6-4(20 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

表6-1 高潮・暴風時における緊急物資輸送への対応計画



※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者（協定締結先）及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

※2：応急復旧活動（陸域）を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。

※3：代替港（堺泉北港）を利用する場合の情報収集等を含む。

※4：流出したコンテナ所有者を含む

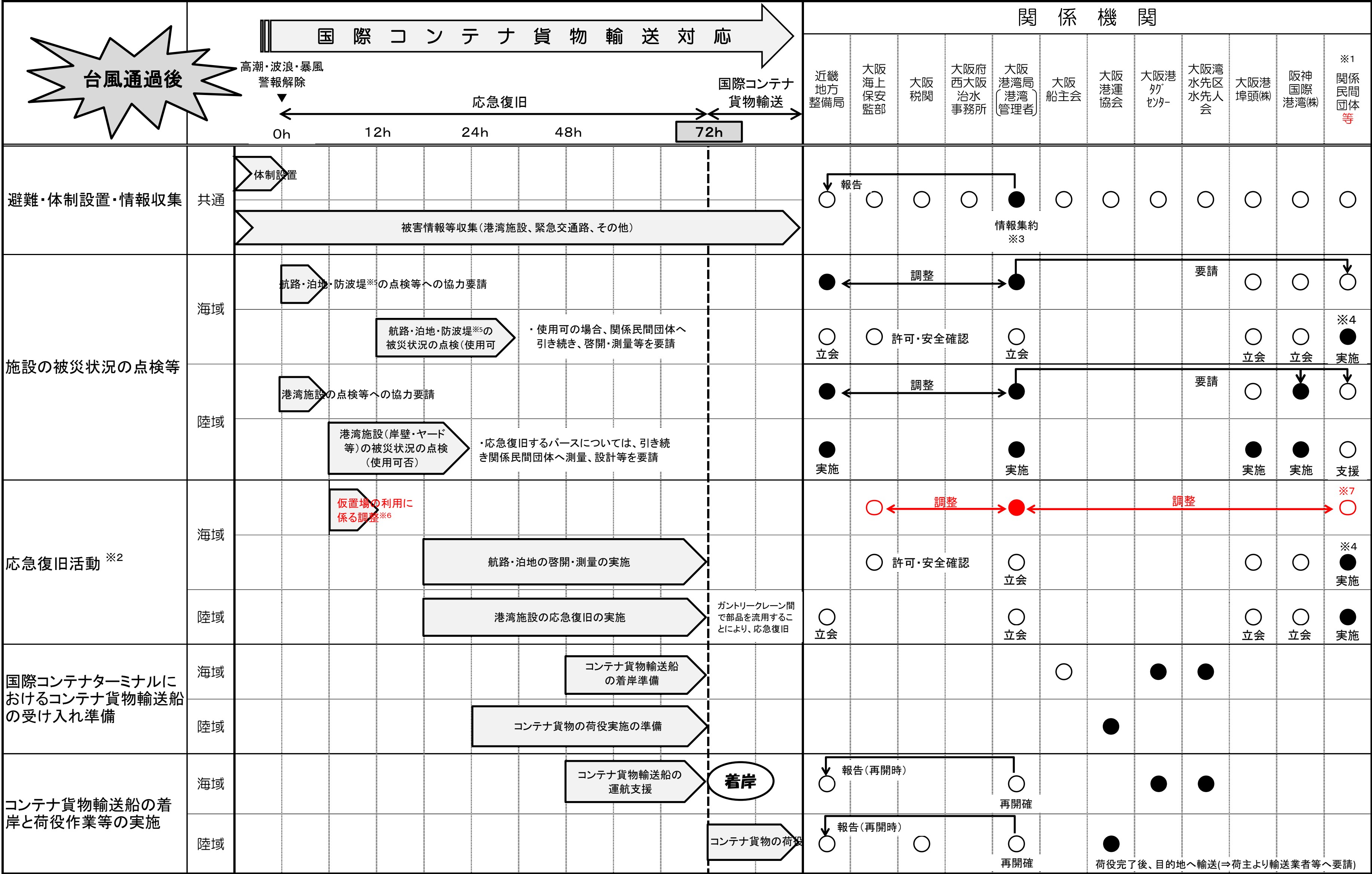
※5：点検する防波堤の位置図は別紙（図6-1）

※6：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。

※7：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

表6-2 高潮・暴風時における国際コンテナ貨物輸送への対応計画



※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者（協定締結先）及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

※2：応急復旧活動（陸域）を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。

※3：代替港（神戸港）を利用する場合の情報収集等を含む。

※4：流出したコンテナ所有者を含む

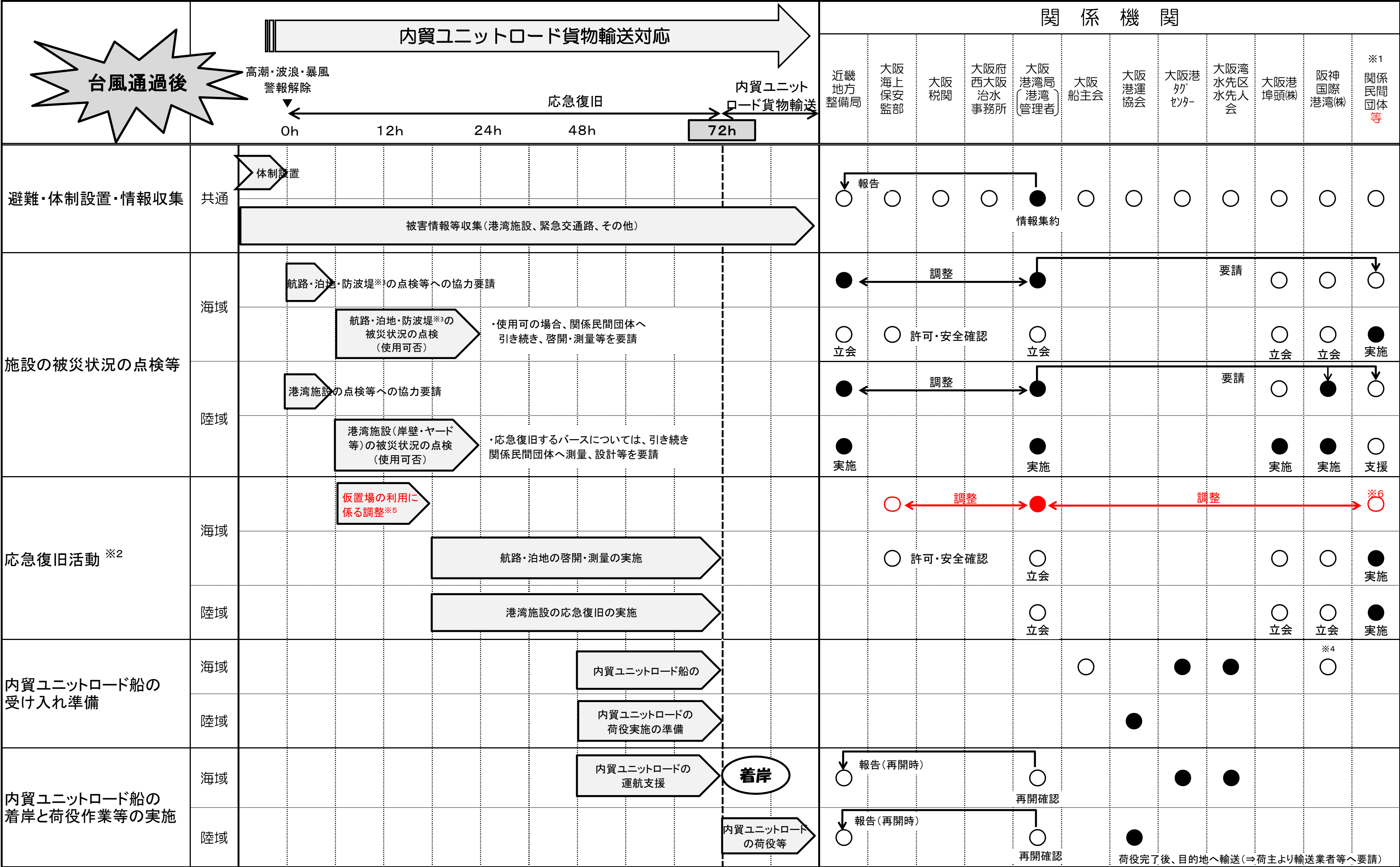
※5：点検する防波堤の位置図は別紙（図6-1）

※6：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。

※7：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

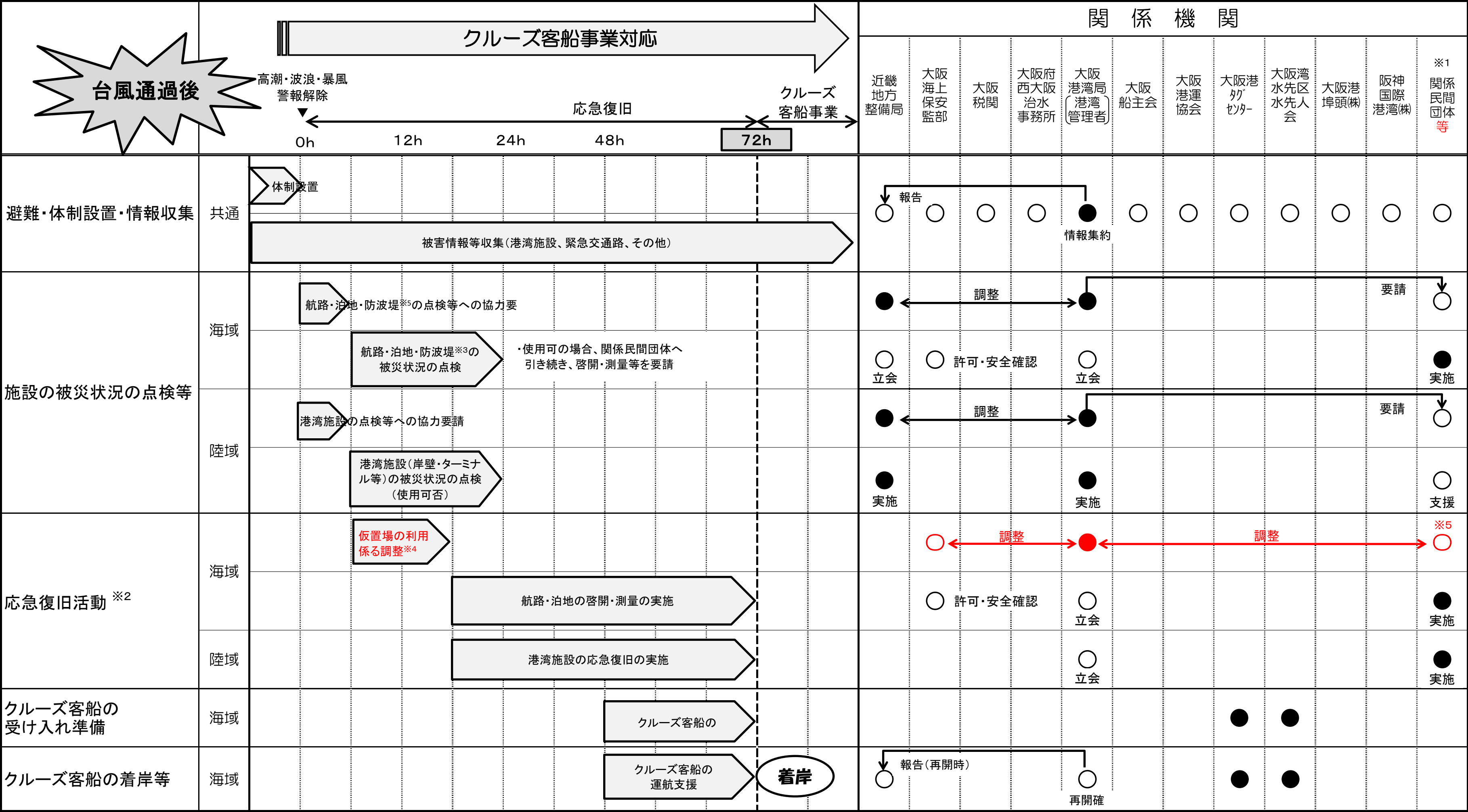
表6-3 高潮・暴風時における内貿ユニットロード貨物輸送への対応計画



※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者(協定締結先)及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。
※2：応急復旧活動(陸域)を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。
※3：点検する防波堤の位置図は別紙(図6-1)
※4：岸壁の復旧予定時期を各フェリー会社へ情報提供
※5：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。
※6：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

表6-4 高潮・暴風時におけるクルーズ客船事業への対応計画



※1：「関係民間団体等」とは、協定書に基づき災害時に施設の応急復旧活動等を行う民間協力者（協定締結先）及び大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

※2：応急復旧活動（陸域）を行う港湾施設には、緊急交通路にかかる臨港道路を含む。

※3：点検する防波堤の位置図は別紙（図6-1）

※4：車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。

※5：大阪湾広域臨海環境整備センターを指す。

注：図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。